

第7回庄原市行政経営改革審議会 会議録（摘録）

1. 開催日時 平成25年11月29日（金）
開 会：14時00分
閉 会：16時10分
2. 開催場所 庄原市役所 5階 第1委員会室
3. 出席委員 野原建一 委員（会長） 荒木和美 委員 ・ 光永義則 委員
栗部秀道 委員 ・ 八谷るりこ 委員 ・ 佐藤浩子 委員
小田恵子 委員 ・ 今村舞由美 委員 ・ 齊森大助 委員
4. 欠席委員 山内文雄 委員（副会長） ・ 正木みどり 委員
5. 出席職員 企画課長 兼森 博夫
管財課長 加藤 孝
市民生活課長 片山 祐子
企画課政策推進係長 中田 博章
企画課政策推進係 横山 敬之
企画課政策推進係 出口 聡
6. 傍聴者 1名
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第7回庄原市行政経営改革審議会次第

平成25年11月29日(金)
庄原市役所 5階第1委員会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事

「第2期庄原市行政経営改革大綱」の策定について

(1) 答申素案の検討について

- ・「補助金・負担金の見直し」について【資料No.17-1】

- ・「公共施設の最適管理（ファシリティマネジメント）の推進 総括的事項」
について【資料No.18-1】

(2) 検討項目の審議について

- ・「指定管理者制度のチェック体制の構築」について【資料No.19】

- ・「生活交通対策とスクールバス事業等の適正化」【資料No.20】

- ・「市役所事務事業の適正化」【資料No.21】

- ・「まちづくり基本条例の実践」【資料No.23】

- ・「市民への適切な情報提供と参画機会の拡大」【資料No.24】

4. その他

- ・平成25年12月4日(水)午前10時から 庄原市役所 5階第2委員会室

5. 閉 会

会議経過

1. 開会

2. 会長あいさつ

第7回行政経営改革審議会となります。これまでに劣らず、活発な議論をいただきたい。

3. 議事

(1) 答申素案の検討について

補助金・負担金の見直し【資料No.17-1】、公共施設の最適管理（ファシリティマネジメント）の推進 総括的事項【資料No.18-1】により事務局が一括説明

委員：資料No.17-1で、1ページの年収比率が2/3以上というのは、国もそのような基準を持っているのか。

事務局：国において、年収比率の2/3以上を補助金等で占める公益法人等を補助金依存型として、その理由をインターネットで公表するとともに、改善が必要であると認められる場合は、改善計画を策定している。

また、補助金というのは、自らが会費等を集めて公益性のある活動しようとするときに、財源の一部が不足するため行政が支援するというのが基本であるが、一方では本来、行政が実施しなければならない事業を補助金を交付して実施していただいているものもあり、全てがこの基準では対応できない場合もあると考えている。

委員：合併時に旧市町の補助金が未調整となっているものがあると思う。この整理も必要ではないか。

事務局：補助金の性質には大きくわけて、事業を実施する場合の事業補助金と団体の運営を支援する運営補助金の2種類である。事業補助金は個別に交付要綱により交付基準等を定めており、統一されている。運営補助金については、旧市町の基準を引き継ぎ統一がされていないものもある。

委員：資料No.18-1の3ページの施設管理費について、ごみ処理施設の管理費には、収集費用が含まれているのか。また、管理費の年度推移はどのように推移しているのか。

事務局：手元に資料がないため、次回審議会において資料を提示する。

委員：ごみ処理施設の管理費は、衛生環境を保つため増嵩してもやむを得ないと思う。

委員：補助金が占める年収比率について、ボランティアの団体が一律にカットされると「まちづくり」の活動に支障が生じるのではないか。

事務局：年収比率については基本的な考え方ということで理解していただきたい。設立趣旨や活動内容等を考慮し、個別に適用する団体かどうか検討する。

委員：年収比率以外に国の改善基準はあるのか。

事務局：補助金を受けた団体がその大半の補助金を他の団体に交付する場合に、第三者分配型補助金の基準がある。

委員：個人給付型の補助金について、取り組み内容の掲載が少ないのではないか。

事務局：個人給付型の補助金は、分類では事業補助金となり、要件が明確に定められており、用途も把握が可能であるため今年度から試行実施する行政評価の中で個別に対応を検討したい。

(2) 検討項目の審議について

(指定管理者制度のチェック体制の構築)

会 長：それでは、次の項目について事務局より説明をいただきたい。

資料19により事務局が説明

委 員：指定管理者導入施設への行政評価・モニタリングは、是非、実施すべきと考える。

具体的な対応(案)1. 指定管理者の管理の項の文言中、「指導監督」に加え、市も一緒によりよい方向性を検討できるように「アドバイス」や「提言」のような文言を加えてはどうか。また、指定管理施設のうち、収益を上げるべき性質のものが、指定管理料でまかなえばいいという考えが優先し、自分のこととして努力する姿勢が見えない施設が見受けられるので、収益をあげるためのアクションを起こすような改善策を盛り込んでいただきたい。

事務局：先ほどの意見が正にファシリティマネジメント(財産の最適管理)であろうと考える。観光施設等については、お客様に来ていただいて収益をあげるのが目的であり、そのための努力をしていただく必要があるが、色々な形態があり、そのような努力が不十分であるために市が支出をしなければいけない施設がある一方、独自事業を行うための施設拡張を行う場合、市が整備すべきか否かという課題もあり、それぞれ要因が異なるため、一定の基準を設け整理が必要と考えている。

委 員：指定管理の期間は、何年程度か。

事務局：その性質が単に施設の管理であるものは3年とし、業務に技術や専門性を必要とする指定管理施設は、5年を基本としている。

委 員：指定期間満了後の指定管理者再選考の際において、前任の管理者は施設に関する情報量が多く有利であるため、管理者が変更となる場合が著しく少ないと思われる。これが一概に問題があるとは思わないが、新規参入の障害となるのではないかと。市の制度について説明を願いたい。

事務局：公募施設は、その都度公募を行っており、新規参入者へも門戸を開いている。情報量については、若干優位な可能性があるが、同様の審査を行うので管理者が変更となる場合もある。

会 長：複数の応募があった場合は、選考を行うのか。

事務局：選定審査会を開催し、応募者のヒアリングを行い管理能力、提案内容等を審査し決定する。

委 員：保育所等については、指定管理者が頻繁に変わることは適当でなく、一概に同一の団体が長く管理を行うことが悪いとは思わないが、緊張感は大切であると思う。

委 員：指定管理者制度の導入施設は、今後増えるのか。

事務局：資料の総括的事項にもあるように、導入が適当と思われる施設への適用は一応、完了したと考えており、今後は、指定管理者施設の検証を行い、場合によっては直営に戻す施設もあると考えている。

委 員：保育所の指定管理者施設において、運営方針に保護者の理解が得られていない施設があると聞いており、市が調整を行うべきではないか。

事務局：そのような運営方針を含めて、総合的に判断し指定管理者を決定したものである。しかしながら、行政としての考え方を伝え、当然、保護者を含めて方向性を協議するべきと考える。

委 員：指定管理者の更新時にわかりやすく評価を行い、成果実績が伸びているか、下降しているかを明確にしておく必要がある。これを明確にすることで刺激になり、自助努力に繋がるのではないかと。また、モニタリングや評価内容を市民にも示していただき、これにより周辺の方も評価がで

きるのではないか。

事務局：モニタリング・評価については制度構築中であり詳細については説明できないが、概要は、「市」、「指定管理者自身」、「利用者」の3段階の評価を行うよう考えており、また、これを示すことによりサービスレベルのアップも期待されるため意見のとおり実施したいと考えている。

委員：管理能力も大切であるが、施設によっては地域の個性が大切なものもあり、地域に密着した管理者を選定することも必要ではないか。

また、コスト削減に偏重し、非正規職員での運営等、就労環境に課題がある施設もあると思う。

事務局：それぞれの地域で個性的な施設もあり、地域で団体を設立するなどし、応募されるケースが多く貢献をされていると思うが、これが長期間続くとマンネリ化という課題もあり、一定の評価をしながら実施していきたいと考えている。全てを画一化しないといけないという方針ではない。

また、就労者の生活安定については、市で一定の積算を行い管理者に示しているが、管理者の方も利益水準を確保する必要がある、「指定管理料の低廉化」、「管理者の利益水準確保」、「就労者の生活安定」は相反する事項ではあるが、各方面が円満に実施できるよう調整を行いたい。

委員：モニタリングについて、保育所であれば、地域の方や学校など利用者だけでない、周りの市民の参考意見として、聴取できる制度にしてほしい。

事務局：現在、想定しているモニタリングでの把握は難しいが、他の手法により検討をしたい。

委員：指定管理者の公募にかかる「透明性」について、市民にもわかりやすく伝えてほしい。

委員：市と指定管理者とのリスク分担はどのように整理しているのか。

事務局：基本的に想定されるリスク分担は、指定管理者制度の基本方針に定め、個別施設ごとに想定されるリスクは、主管課が整理を行い市と指定管理者で取り決めを行っている。

（生活交通対策とスクールバス事業等の適正化）

会長：それでは、次の項目について事務局より説明をいただきたい。

資料20により事務局が説明

委員：利用者の意見をしっかり反映して再編を行ってほしい。

事務局：平成20年に策定した「庄原市生活交通ネットワーク再編計画」は、平成27年度までの計画となっており、その中で乗車人員又は経常収益が少ない路線については見直しとの方針を示しているが、行政主導ではなくバス事業者を含めた地域での研究会を設置し方向性を議論している。また、議論するにあたり、市職員がバスに乗車し、利用実態や利用者の意見を聴取した上でこれを反映し計画を策定している。

委員：デマンドタクシー（乗合）への転換の推進でいいのではないか。

事務局：予約制で効率的な運行を行うためタクシー事業者が複数の地域には市民タクシーを適用し、デマンドタクシーを導入している地域は、西城、口和、高野、比和地域であり、地域に応じた対応が必要と考える。

生活交通について、再編計画では市支出を抑制する計画内容となっているが、実際は、資料にあるとおり逆に右肩上がりに補助金等の額が増加している。これは、需要が高くサービスが向上したという面もあるが、再度原因を検証しないと当初の目的とは逆の方向に行っている。

また、スクールバスは、要件により国からの支援がある場合もあり、児童生徒専用で走らせてい

る路線もある。通学補助金については、合併前の旧市町の制度が調整されずそのまま引き継がれており、もう一度原点に返って検討する必要があると思う。

委員：スクールバス単独運行と路線バス利用との国の支援等を考慮した分岐点の要件はどのようになっているのか。やはり、地域のふれあいの観点から、子どもも高齢者も地域の住民も同じバスに乗るのが自然であると思うがいかがか。

事務局：国の支援要件（交付税措置）は、普通交付税で措置されており、乗車定員11人以上の車両で運行し、児童と一般の人が一緒に乗る場合（混乗）は、無料かつ一般より児童の乗車人員が多い場合に交付税措置要件に該当する。

委員：庄原市の中に交付税措置要件に該当しないスクールバス運行路線があるのか。

事務局：人数の関係で普通のタクシーで運行している路線などは、交付税措置の対象とならないが、全額を市が負担し運行している。

委員：一人でも対象者がいれば、義務教育であり行政の責任においてスクールバス運行を実施すべきであり、その経費が増加してもしかるべきであると考えます。また、国へも財政支援を要望すべきである。

事務局：生活交通のうちスクールバスの機能を兼ねた路線もあり、この路線は見直しの対象にしている。

委員：スクールバスについては、同じ距離でも平坦な地形や急峻な地形など地域実情もあり、統一・平準化を行うと便利な地域はよいが、周辺部は困ることがあり、地域を離れる要因にもなるので、大綱に「統一・平準化」と謳うと実施しなければならなくなり、掲載しない方がいいと思う。

委員：私の地域でも保育所に通うのに、保護者が送迎を行ってもいいが送迎バスが走っているからとなんとなく頼ってしまう。経費もかかっており、甘えているだけではないと思う。

中学校でもバス料金が無料で通学できるとのことであったが、十分自転車で通学できる距離であると思う。便利がいいのはわかるが、与えてばかりであれば経費もかさむ一方である。

また、バス会社においてもバスを利用していただけの方策を実施すべきであると思う。

事務局：今年度、山内地域で自治振興区の協力もいただき、バス会社の方でバスの乗り方教室を実施し、バスに体験乗車を行うなど大変好評であった。

委員：私もバスの乗り方教室は、大変好評であったと聞いている。高齢者も交通手段に困っているがバスの乗り方がわからないので抵抗がある方もあり、このような取り組みが必要であると思う。

会長：生活交通運行補助金が年々増えていることも事実であり、考えなければならないことである。

委員：庄原市の厳しい財政状況をわかりやすく市民に伝えることで、生活交通再編の理解も得られるのではないかと。

（市役所事務事業の適正化）

会長：それでは、次の項目について事務局より説明をいただきたい。

資料21により事務局が説明

委員：市民が行う申請事務等を簡略化するとともに市役所内部事務を効率化することもあわせて考えた方がいいのではないかと。

委員：インターネットを利用し、事前に申請紙が入手できるなど、インターネットの活用を具体的に決め細やかに実施することが大切であると思う。

委員：ホームページに広報紙も掲載されているので、とりあえず配布をすればいいというものではなく、希望者にはペーパーの配布を停止することも可能なIT時代になっているのではないか。

会長：庄原市の場合、以前のアンケートではペーパー方式が好評のようではあるが、IT社会ではインターネットの活用は大変重要であろうと思う。

会長：それでは、本日の審議は、この程度に留め、これで会議を閉じたいと思う。

次回は、12月4日(水)に開催する。

4. その他

・次回審議会 平成25年12月4日(水)午前10時から

5. 閉会